

評議員会会議資料

(平成29年度 第3回)

平成30年3月27日(火)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成29年度 第3回 神栖市社会福祉協議会評議員会次第

日 時：平成30年3月27日(火)

午後2時00分より

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選任

5. 議 事

議案第1号 補欠役員の選任について

議案第2号 平成30年度 神栖市社会福祉協議会事業計画（案）について

議案第3号 平成30年度 社会福祉事業区分 収支予算（案）について

議案第4号 平成30年度 公益事業区分 収支予算（案）について

議案第1号

補欠役員の選任について

<提案理由>

平成30年3月26日付で理事の辞任届を受理した大槻邦夫氏（議会）、及び平成30年3月31日付で理事の辞任届を受理した高安俊昭氏（常務理事）、並びに卯月秀一氏（行政関係者）の後任の理事について、定款第21条第1項及び役員選任規程第2条の規定に基づき、別紙（案）のとおり、選任をするものです。

平成30年3月27日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

平成30年3月27日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成29年度 第3回 評議員会

理事選任案

前任者		後任者選任案	
氏名	選出区分(就任期間)	氏名	選出区分等(就任予定日)
大槻 邦夫	神栖市議会 (H28. 04. 01～)	藤田 昭泰	神栖市議会 (議長) (H30. 03. 27～)
卯月 秀一	行政関係者 (神栖市健康福祉部長) (H28. 04. 01～)	島田 弘美	行政関係者 (神栖市健康福祉部長) (H30. 04. 01～)
高安 俊昭	学識経験者 (H28. 04. 01～)	竹内 光日出	学識経験者 (福祉行政経験者) (H30. 04. 01～)

※ 任 期：平成31年度定時評議員会終結時まで（残任期間）

議案第2号

神栖市社会福祉協議会 平成30年度事業計画(案)について

<提案理由>

「第4次地域福祉活動計画(平成27年度～31年度)」及び「経営改善計画策定指針に基づく行動計画(社協発展・強化計画。平成29年度～31年度)」に基づき、平成30年度本会事業計画(案)を、別添「平成30年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり策定しました。

審議の上、決議願います。

平成30年3月27日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

平成30年3月27日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成29年度 第3回 評議員会

議案第3号 平成30年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について

議案第4号 平成30年度 公益事業区分 収支予算(案)について

<提案理由>

平成30年度事業計画に基づき、社会福祉事業区分及び公益事業区分の平成30年度収支予算(案)を、別添「平成30年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり編成しました。

なお予算編成にあたり、財政調整積立金の一部処分を行い、また、事業実施等の経費について福祉活動基金の一部処分を行うこととしております。

具体的な処分理由は以下の通りです。併せて審議の上、決議願います。

○財政調整積立金(30年度当初残高見込:600万円)の一部を処分する理由

- ・市からの法人運営費助成金減額分(要望額に対し△449万円)の一部に充当
- ・処分予定額(当初予算案に計上):200万円

○福祉活動基金(30年度当初残高:13,800万円)の一部を処分する理由

- ・福祉後見サポートセンターかみす、福祉感謝会など、自主事業の拡大・充実のための財源として基金を活用
- ・これまで基金運用益及び寄付金収入を使用して実施してきた「ボランティア助成(ボランティアグループ、市内学校等)」の新たな助成原資として基金を活用
- ・処分予定額(当初予算案に計上):200万円

平成30年3月27日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会長 石田 進

平成30年3月27日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成29年度 第3回 評議員会

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

●定款、規程

< 定 款 （平成29年4月 改定） >

（評議員会の構成）

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （4）予算及び事業計画の承認
- （12）その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（評議員会の議長）

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

（役員を選任）

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員任期）

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（会計年度）

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

< 役員選任規程 （平成29年4月 一部改訂） >

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第21条に規定する役員を選任等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（理 事）

第2条 理事は、評議員会において、概ね次の個人又は団体の中から選任し、会長が委嘱する。

- （1）社会福祉事業を経営する団体の役職員
- （2）ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- （3）社会福祉事業について学識経験を有する者

- (4) 地域の福祉関係者，社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (5) 議会
- (6) 行政関係者

(退任)

第4条 前2条の規定により，公職又は施設，団体等からの選出で役員となった者が，任期中その職を辞任又は団体等を退会したときは，役員の職を退任するものとする。ただし，定款第18条に定める定数に足りなくなるときは，退任後も，新たに選任された者が就任するまで，なお役員としての権利義務を有する。

(欠員補充)

第5条 役員に欠員が生じた場合は，第2条又は第3条に規定するところにより選任する。

＜ 経理規程 (平成29年4月改訂) ＞

(事業区分，拠点区分及びサービス区分)

第4条 事業区分は，社会福祉事業区分と公益事業区分とする。

- 2 各事業区分には，予算管理の単位としてそれぞれ拠点区分を設定する。
- 3 拠点区分には，事業運営の実態に照らし，一体的に運営されている事業を集約し，それぞれ設定する。
- 4 サービス区分は，その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているもの及び事業管理上の必要があるものについて区分を設定する。
- 5 前項までの規定に基づき，本会において設定する事業区分，及び拠点区分，サービス区分は次のとおりとする。

(1) 社会福祉事業区分

ア 社協自主事業拠点区分

- a 地域福祉推進事業サービス区分
- b 精神保健福祉支援事業サービス区分
- c 成年後見制度に関する事業サービス区分

イ 受託事業拠点区分

- d 日常生活自立支援事業サービス区分
- e 精神障害者デイケア事業サービス区分
- f ファミリーサポートセンターサービス区分
- g 高齢者相談センターサービス区分
- h 障害者相談支援事業サービス区分
- i 生活困窮者自立支援事業サービス区分

ウ 障害者計画相談支援事業拠点区分

エ ホームヘルプサービス事業拠点区分

- j 介護保険サービス区分
- k 障害者総合支援サービス区分
- l 軽度生活援助事業サービス区分
- m 養育支援訪問事業サービス区分

オ 障害者デイサービス事業拠点区分

カ 福祉作業所事業拠点区分

キ 基金積立事業拠点区分

ク 職員退職手当積立事業拠点区分

(2) 公益事業区分

ア 福祉用具貸与事業拠点区分

イ 労働者派遣事業拠点区分

(予算の基準)

第12条 本会は、毎会計年度、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき資金収支予算を作成する。

2 予算は、第4条第5項に定める拠点区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。

3 拠点区分にサービス区分を設定している場合には、サービス区分ごとに予算を編成することができる。

(予算の事前作成)

第13条 前条の予算は、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の決議を経、評議員会の承認を得なければならない。

(予備費の計上)

第15条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の決議を経、評議員会の承認を得て支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

< 財政調整積立金設置管理規程 (平成27年4月 一部改訂) >

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の将来にわたる財政の健全な運営と活動基盤の維持、及び不時の支出に備えるため、財政調整積立金（以下「積立金」という。）を設置し、その管理及び処分について必要な事項を定めることを目的とする。

(積立金の処分)

第6条 積立金の処分は、次の各号の一に該当する場合に限り行い、必要な場合は他の会計に繰り入れることができる。

(1) 当該事業の健全な運営を行う上で、資金に不足が生じた、あるいは生じる可能性がある場合において、一般会計収支予算に計上して当該不足額に充当するとき。

(2) 事業運営上不可欠な固定資産物品を取得または修繕するための財源にあてるため、一般会計収支予算に計上して当該不足額に充当するとき。

(3) 経済事情の急激な変動等により著しく財源が不足するとき

(4) 災害により生じた経費、及び災害ボランティアセンター運営のための財源にあてるとき

(5) 緊急に実施する必要がある大きな事業に要する経費の財源が不足するとき

(6) その他、会長が特に必要と認めたとき

2 前項の規定による積立金の処分は、前項第1号または第2号の場合を除き、理事会の同意を得、評議員会の議決を経なければならない。ただし、大規模災害発生時などこれによりがたい場合は会長の専決により必要額を処分し、結果を理事会、評議員会へ報告するものとする。

< 福祉活動基金設置要項 (平成27年4月 一部改訂) >

(目的)

第1条 神栖市における地域福祉の向上をめざし、福祉活動に関わる地域住民・民間団体の自主的で継続的な福祉活動を育成・助長することを目的として「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）福祉活動基金」（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、200,000千円とする。

(助成の対象事業)

第5条 基金の運用益をもって助成する対象事業は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動をするための学習及び研修事業
- (2) ボランティア活動の振興に広く活用できる調査研究事業
- (3) ボランティア活動の為の機器、機材の整備援助事業
- (4) ボランティアグループによる開発的・モデル的活動
- (5) ボランティア活動の基盤作りのための福祉教育および啓発事業
- (6) 本会の基金の原資
- (7) 本会ボランティアセンターの行う事業
- (8) 基金造成のための啓発事業
- (9) その他「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会福祉活動基金管理運営委員会」(以下「管理運営委員会」という)が福祉活動の育成、推進のために必要と認めたもの

(基金の処分の制限)

第7条 この基金の処分は、次の各号に掲げる場合に限り、理事会、評議員会の議決を得てその一部を処分することができる。

- (1) 本会が実施する開拓的事業、または新規事業のための基本的財源にあてるとき
- (2) 本会が固定資産を取得または修繕するための財源にあてるとき
- (3) 前1、2号のほか、住民の福祉増進のため必要やむを得ない理由があるとき